

## 船舶事故調査報告書

令和5年11月22日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和5年1月29日 07時35分ごろ
発生場所	神奈川県真鶴町真鶴港琴ヶ浜前面海域 真鶴港北防波堤灯台から真方位140° 710m付近 （概位 北緯35° 08.8′ 東経139° 09.1′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。 ミニボート（船名なし）は、操縦者及び同乗者が落水して操縦者が死亡し、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	令和5年2月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3m×約1m×不詳、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW未満、不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 67歳 操縦免許なし 同乗者 59歳
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波向 南南東、波高 約1m、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船外機付きの2分割組立式ミニボートで、操縦者1人及び友人1人（以下「同乗者」いう。）が乗船し、釣りの目的で、真鶴港東方沖の釣り場に向け、令和5年1月29日07時30分ごろ琴ヶ浜を出航した。 本船は、操縦者が船尾端に腰を掛けて操縦に当たり、同乗者が船体中央やや前方に座し、琴ヶ浜前面海域を北進していたところ、同乗者が船首を越えて波が船内に打ち込んでいることに気付き、操縦者にその旨を伝えた。 本船は、操縦者が船外機を停止して立ち上がり、船首方に向かって

	<p>数歩歩き、同乗者の右舷側から船首方の浸水の様子を見ようとして右舷側に体重を掛けたところ、07時35分ごろ右舷側に傾斜し、転覆した。</p> <p>同乗者は、操縦者と共に海に投げ出され、浮上して周囲を見渡したところ、自身の携帯電話を入れていたクーラーボックスが浮いていたので同ボックスつかまったのち、操縦者を探したところ、転覆した本船につかまっている操縦者を発見した。</p> <p>同乗者は、操縦者に何度も声を掛けたものの応答がなく、操縦者が溺れていることに気付いたものの、どうすることもできず、そのうち本船との距離が開き、操縦者の姿も本船も見えなくなった。</p> <p>同乗者は、携帯電話で救助を呼ぼうか考えたものの、クーラーボックスを開けて携帯電話を取り出すと、同ボックスに海水が入って浮力が得られなくなると思い、誰かが気付いてくれるまで待つこととし、救助を要請しなかった。</p> <p>同乗者は、08時22分ごろ琴ヶ浜で釣りをしていた人が気付いて118番通報し、08時41分ごろ要請を受けて来援したマリナーの所属艇によって救助されたのち、操縦者も落水していることを伝えた。</p> <p>操縦者は、心肺停止状態で浮いているところを救助されたのち、同乗者と共に救急車で病院に搬送され、心拍が再開したものの、30日07時22分死亡した。</p> <p>操縦者は、医師により、左後頭部に皮下出血、右第2～4肋骨骨折等の外傷を負い、溺水したのち蘇生後脳症による死亡と検案された。</p> <p>本船は、沈没し、のちに海上保安庁によって引き揚げられ、操縦者の家族によって、廃船処理された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者は、本事故発生の約3年前に本船を購入し、本船で週に1回程度釣りに出ている。</p> <p>操縦者及び同乗者は、共に胴長靴を履き、防水の長袖ジャケットを着用していた。</p> <p>操縦者は、本事故当時、購入したばかりのベスト型の救命胴衣を所持していたものの、操縦位置の前方に置いてあった操縦者のクーラーボックスの上に置いており、着用していなかったが、着用しなかった理由については不明であった。</p> <p>同乗者は、本事故当時、自動膨張式の腰巻き型の救命胴衣を着用しており、落水したときに適切に膨張していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、琴ヶ浜前面海域で漂流中、操縦者が、立ち上がって船首方に向かって数歩歩き、同乗者の右舷側から船首方の浸水の様子を見ようとして右舷側に体重を掛けたことから、右舷側に傾斜し、転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、操縦者が立ち上がったことから、重心が上方に移動し、復元力が減少していたものと考えられる。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した際に落水し、操縦者が溺水に至ったものと考えられる。</p> <p>操縦者は、左後頭部に皮下出血、右第2～4肋骨骨折等の外傷を負っていることが検案されたことから、落水した際に、体が船体に当たり、外傷を負ったものと考えられる。</p> <p>操縦者の死因は、溺水したのち蘇生後脳症による死亡であった。</p> <p>操縦者が、救命胴衣を所持していたものの、操縦位置の前方に置いてあった操縦者のクーラーボックスの上に置き、着用していなかったことは、落水した際に浮力が得られず、溺水に至ったことに関与した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、琴ヶ浜前面海域で漂流中、操縦者が、立ち上がって船首方に向かって数歩歩き、同乗者の右舷側から船首方の浸水の様子を見ようとして右舷側に体重を掛けたため、右舷側に傾斜し、転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミニボートの乗船者は、ミニボートの構造上、復元力が大きくないので、移動する際には立ち上がり、重心を低くし、片舷に体重を掛け過ぎないこと。</li> <li>・ミニボートの乗船者は、ミニボートは乾舷が小さく、比較的波高が低い波でも容易に船内に打ち込むので、波が高いときには出航しないこと。</li> <li>・ミニボートの乗船者は、救命胴衣を適切に着用すること。</li> <li>・ミニボートの乗船者は、落水した際に迅速に救助を求めることができるよう、防水型又は防水パック等に入れた携帯電話を常に身に付けておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

